三十七の二　第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置

三十八　第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等

三十八の二　第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十八の三　第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置

三十九　第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器

三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

火薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視等、図面又は記録により検査すること。

三十七の二　星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視等により検査する。

三十八　爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視等により検査する。

三十八の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視等及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視等、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

三十九　火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、目視等により検査する。

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の維持管理状況を、目視等により検査し、かつ、容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視等及び図面等により検査する。

三十七の二　第四条第一項第二十四号の五の星打ち場又は星掛け場の日光の直射を防ぐための措置

三十八　第四条第一項第二十五号イの爆発試験場等

三十八の二　第四条第一項第二十五号ロの土堤、防爆壁又は防火壁その他の延焼を遮断するための措置

三十八の三　第四条第一項第二十五号ハの周囲の火災を防止するための措置

三十九　第四条第一項第二十六号の火薬類等の運搬容器

三十九の二　第四条第一項第二十六号の二の火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器

四十　第四条第一項第二十七号の危険区域内で火薬類を運搬する運搬車

薬類を放冷する必要がない場合には、火薬類を放冷する必要がないことを、目視、図面又は記録により検査すること。

三十七の二　星打ち場又は星掛け場における日光の直射を防ぐための措置の維持管理状況を、目視により検査する。

三十八　爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場について、危険区域内に設置されていることを、目視により検査する。

三十八の二　土堤又は防爆壁を設置したものについては、土堤又は防爆壁の維持管理状況を、別表第四第十六項又は第十八項に掲げる保安検査の方法により検査し、防火壁その他の延焼を遮断するための措置を講じたものについては、当該措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

三十八の三　周囲の火災を防止するための措置の維持管理状況を、目視、図面又は機器等の作動試験若しくはその記録により検査する。

三十九　火薬類又はその原料を運搬する容器の維持管理状況を、目視により検査する。

三十九の二　火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器の維持管理状況を、目視により検査し、かつ、容器の容量を、測定器具を用いた測定により検査する。

四十　危険区域内で火薬類を運搬する運搬車について、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置の維持管理状況を、目視及び図面等により検査する。